

国立大学法人鹿児島大学職員退職手当規則の一部改正新旧対照表(抜粋)(案)

(新)	(旧)
<p>(略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第6条 前条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは、「本給月額及び当該本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。</p> <p>(略)</p> <p>(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)</p> <p>第10条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員(独立行政法人宇宙航空研究開発機構にあっては同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。以下同じ。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規則は、平成17年 月 日から施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第6条 前条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは、「本給月額及び当該本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該本給月額に応じて100分の2(退職の日におけるその者の本給が職員給与規則の指定職本給表7号俸の額に相当する額以上である者については100分の1)を乗じて得た額の合計額」とする。</p> <p>(略)</p> <p>(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)</p> <p>第10条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センター(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p>

